

清朝治下諸地域の法制史に関する研究状況

萩原 守

はじめに

1. 民族別の諸法典とその実効性
 2. 清朝治下の中国本土における司法支配
 3. モンゴルにおける司法支配
 4. 他の諸藩部・諸民族に対する司法支配
- おわりに

はじめに

近年、清朝の国家構造を総合的にとらえようとする研究が数多く発表されており、その着目点もより多彩になりつつある（杉山2001等参照）。しかし、筆者の専門とする法制史の観点からは、清朝全体を概観するような試みがまだ為されていない。そこで本稿では、清朝治下の各地域、各民族に対する司法支配の研究状況を概観することによって、清朝の司法構造全体を再検討するきっかけを作り、同時に研究上の問題提起につなげたいと思う。

1. 民族別の諸法典とその実効性

まず、清朝治下で制定された民族別の諸法典について、研究状況と問題点を概観しておきたい。清朝の根本法典はいわずと知れた『大清律例』であるが、片岡1976、同1977、劉1993、鄭2000, pp.284-303などでも既に指摘されているように、清朝政府は、少なくとも建前としては民族別（あるいは集団別、地域別と呼ぶべきか）の法典を制定しようとしていた形跡がみられる。民族別の諸法典とは、例えば、モンゴルに対する「蒙古例」法典（後述）、新疆のウイグルに対する『回疆則例』、チベットに対する「西藏通制」、満洲族を含む八旗の構成員に対する『欽定八旗則例』（あるいは『欽定中枢政考』、『欽定兵部処分則例』）、そして回族（回民）に対する『大清律例』中の「回民専条」である。このように清朝は少なくとも形式上は、民族別の専用法を用意しており、こうやって並べてみると見かけ上は、『大清律例』も漢民族専用の法典として、これら諸法典の中に存在して

いるようにも見える。

これら民族別の諸法典に関する研究はあまり進んでいないが、解明すべき疑問点が多数存在する。まず、これらが民族などの集団別を意図する法典であったのか、それとも地域別を意図する法典であったのか、という問題がある。例えば、「蒙古例」はモンゴル人専用法であったのか、それともモンゴリア専用法であったのか、いいかえると属人法主義の法であったのか、属地法主義の法であったのかという問題である。この問題にはさらに、清朝政府が民族に類するような集団分類基準を本当に持っていたのかという疑問も必ずや提起されるであろう。それに関連して言うと、満洲族とともに八旗を構成する漢人やモンゴル人にはどの法が適用されていたのか、つまり民族優先なのか所属組織優先なのかという問題も出てくる。

次いで、これら諸法典の実効性の問題がある。例えば、『回疆則例』や「西藏通制」を見ても、その内実はいくまで行政や経済関係の規定が中心で、一般的な刑事犯罪規定をほとんど含まないので、刑法としての機能を実際に果たしていたとはとても考えられない。もしこれら『回疆則例』や「西藏通制」が、刑事裁判とは直接関係のない単なる行政規定に過ぎなかったとすれば、実際の裁判ではいかなる法が用いられていたのかという問題が当然生じる。そして先走って言うと、これら清朝による民族別の諸法典、実際の裁判で用いられたはずの何らかの法、清朝支配下に入る以前から各地に存在していたはずの在地の伝統的な法、そして『大清律例』、というこれら想定しうる合計四種類の法の相互関係も、後述するモンゴルの場合を除いてなお不明であるといわざるを得ない。

続いて、清朝治下の諸地域における司法支配の実態やその研究状況を順次検討してみよう。

2. 清朝治下の中国本土における司法支配

まず、中国本土に関する法制史研究は、中村1973、滋賀1984の代表的な研究をはじめ、最近の寺田1990、同1994、同1995等々にいたるまで実に豊富な研究史がある。ここでは特に滋賀1984、寺田1990、谷井俊仁1993によりつつ、清代中国の裁判制度の概略をごく短くまとめておきたい。

清代の中国では、『明律』に倣って、1647年に最初の『清律』(順治律)が制定された。この法典は、伝統的な中国法典である『唐律』の精神を受け継ぎ、かつ『元典章』(『大元聖政国朝典章』)にも近い面を併せ持つ法典であったといえてよい。そして、律よりもはるかに個別具体的な規定である「例」をこれに加えて、『大清律例』という根本法典が成立した。その体裁は『明律』に同じく中央官庁である六部の名称と業務区分に従って六つの部分から成り、今日の法的分類でいうと、刑法はもとより行政法や民法など多種多様な法規を含んでいる。この内、「刑律・刑例」の部分は、中国本土における刑法としては、ほとんど唯一絶対の存在といえてよいほどの強い権威を持つものであった。

そして裁判機構としては、皇帝 — 刑部 — 省 — 府 — 州・県というピラミッド状の司法行政ヒエラルキーが形成されていて、重要な案件は必ず下から上へと自動的に上申されていく。これが滋賀秀三氏のいう必要的覆審制度（滋賀1984, pp.23-24, 31-32, 66, 70参照）である。

具体的に言うと、刑罰として「笞」・「杖」（いずれも、竹を割って張り合わせた板で背中や尻をたたく罰）のみを伴うような軽微な案件は「州県自理の案」として知州・知県の下で結審される。中国では裁判に刑事民事の区別はなされず、民事案件でも刑罰が課されることがあったため、結果的に見て、「州県自理の案」の中には民事的な案件も多数含まれていた。「笞」・「杖」より重い刑罰を伴う案件の場合は、州・県で第一審がなされた後、「擬案」（判決原案）と犯人・証人の身柄とを上級の官庁である府に送り、知府が同様の手続きを繰り返した後、続いて省の役所へ送る。刑罰として「徒」（有期の労役刑）を伴う案件は、省にてその長官である総督・巡撫の権限で判決が下されてここで刑が執行されるが、より重い「流」（他省への終身追放）以上を伴う案件や、同じ「徒」を伴う案件でも人の命に関わる「人命案件」の場合などは、省からさらに北京の刑部に上申される。「流」を伴う案件は刑部の権限によって判決が下されるが、「人命案件」は刑部から皇帝に上申されるし、最高刑である「死」刑を伴う案件は、刑部・都察院・大理寺という三つの役所「三法司」の同意を経た上で皇帝に上申され、最終的には皇帝自身が最高裁判所としての機能を果たして判決を下す。また、「死」刑の多くは、皇帝による判決が下った後も執行されないままに留め置かれ、毎年冬至前に「朝審」・「秋審」と呼ばれる慎重な最終チェックを改めて受けた後、初めて執行された。

そして各級の役所での裁判においては、犯人・証人からの「口供」（口頭による供述の筆記記録）に基づいた上で基本的に『大清律例』の条文を直接引用しつつ判決原案を作成し、上級の役所に送る。上級審は、下級審から送られてきた文書そのものを直接引用しながら自らの判決原案を作成して、さらに上級の役所に送る。この文書システムは裁判のみならず、「題本」などの行政文書一般において用いられるシステムである。こうやって裁判文書が作成されるために、いずれの文書も、内部に直接引用の文章を何重にも含む実に複雑な構造の文章となる。しかしその一方で、一通読むだけで最初からの経緯を全て理解できるという利点もある。

このような文書のスタイルは、『元典章』の文書と基本的に同じスタイルであり、どの時代までさかのぼれるかは別にして、中国諸王朝の持つ伝統的な文書スタイルであるといつてよいであろう。

また最近の谷井陽子2000、同2003によると、上記の多重直接引用の書式自体は、もちろん元、明、清と受け継がれた中国の伝統的な書式であるが、犯人・証人による口語に近い形の「口供」を長々と直接引用したり、文書の末尾に「口供」の全文を添付したりするようなやり方は、明代の裁判文書には見られず、明清交代後まもなく、入関以前からあっ

た「満文檔案の記述形式」が、より厳密な裁判を期するために満洲族皇帝によって中国本土へ導入された結果であるという。確かに入関前の満洲文檔案では、様々な人物の言い分を羅列する際、その発言に極力操作を加えない直接引用の方法がとられることが多い。しかしそれは、書式とまでいえるような確立された形式というよりは、むしろ、書式が確立されていないが故に口頭表現をそのまま文章化しただけの単純な記述形式であって、結果的に厳密さを強く保持できる利点があったから、中国の文書にも取り入れられたとみなすべきであろう。すなわち、満洲文文書の書式が導入されたとまではいえず、書式自体はやはり明代にも見られる伝統的な物を受け継いでいるわけである。

3. モンゴルにおける司法支配

モンゴルにおける司法支配は、法律に関しては主として島田1981、同1982、裁判制度に関しては主として拙稿萩原1988～2000によってある程度明らかになっているので、それらに基づいてやや詳しく概説してみよう。

清朝支配下における内外モンゴルは、理藩院の管轄下で計十個の盟と呼ばれる行政区画に分割されており、各盟の下に数十個の旗と呼ばれる最小行政区画単位があった。これが一般に盟旗制と呼ばれている行政組織である。各盟と北京の理藩院との間には、庫倫辦事大臣をはじめとする駐防官が存在し、皇帝—(軍機処・三法司等)—理藩院—(駐防官)—盟—旗という図式で文書行政が行われていた。この図式は下部組織である盟旗制を含めて、清朝政府によって新たに創設された機構からなっている。

このうち旗の長官(旗長)は、チンギスハーンやその弟の血統を引くモンゴルの地元遊牧貴族が、清朝から爵位・称号をもらって本領安堵される形で世襲制で任命され、司法・行政権を認められたものである。したがって旗長は、当初の段階では官僚としてよりは、貴族や領主としての性格の方が強かった。旗長の上司たる盟長(盟の長官)も、旗長や閑散(旗長職にない者)の地元貴族の中から清朝によって選抜任命されて着任するもので、官僚と貴族の両側面を持っていたが、旗長よりはやや官僚的な側面が強かった。

島田1982、萩原1993、同1995によると、清朝政府は、漢語で「蒙古例」、モンゴル語で *mongγul čayaǰa-yin(=čayaǰin-u) bičig* と呼ばれるモンゴル人専用の特別法を制定して、モンゴルでの司法支配を行っていた。蒙古例の各条文は必要に応じてその時々制定されたものであるが、機会あるごとに一冊の法典として集成・編集され、そのたびに条文の追加・訂正・削除が繰り返された。蒙古例を集成した法典は、原則として満洲文・漢文・モンゴル文の三体で各々出版された。

蒙古例がいつ頃から存在していたのかは不明であり、その集成法典がいつ頃から出版され始めたのかも正確にはなお不明であるが、現在発見されている限りでは、康熙6(1667)年出版のモンゴル文木版印刷の法典が最古の物である。この法典は現在、北京の中国第一歴史檔案館に所蔵されており、発見者によって中国語訳も発表されている(李2002)。次

に古い物は、ブリヤート人研究者ジャムツァラーノ氏が発見して、現在モンゴル国立図書館に所蔵されている康熙35（1696）年頃出版のモンゴル文木版印刷による法典で、Дылыков 1998によってロシア語訳が、Heuschert 1998によってドイツ語訳がなされている。しかしいずれも、内容に関わる本格的な研究はこれからである。

蒙古例の集成法典の中でも一般によく知られている『蒙古律例』は、その後の乾隆年間に何度も出版された集成法典の名であり、『理藩院則例』は嘉慶年間以降、清末までに何度も出版された集成法典の名である。

続いて萩原1988～2001bに基づいて、具体的な司法支配の実態を述べたい。裁判は、事件の発生した旗の役所で旗長を裁判官とする第1審が行われ、罰として枷號や鞭を伴う軽微な案件（おそらく罰畜のみの案件も）は旗内で結審されて、文書が保管される。これは、清朝本土の「州県自理の案」に当たる。人命案件（人の命に関係する事件）や少なくとも遣（辺境への終身追放）以上の罪を伴う重案（重い罪を伴う事件）は、旗（第1審）→盟（第2審）→〈駐防官〉→理藩院（第3、または第4審）と必ず上申され、そのつど擬案（判決原案）が作成される。すなわち滋賀1984の述べる必要的覆審制度が、モンゴルにも存在していた。人命案件は、さらに理藩院から皇帝に上奏される。

裁判そのものは訊問中心で、口供を作ることが目的であった。口供を取るための拷問も認められており、口供の最後には犯人の右手親指の指紋が押捺されることが多かった。

裁判での法律適用に関しては、くまず最初に蒙古例を適用し、合う条文がなければ『大清律例』の「刑律・刑例」を適用する」という大原則があり、少なくとも18世紀末～20世紀初めのハルハにおいては、重案はもちろんのこと旗内で結審される軽微な犯罪の処罰に際しても、「蒙古例」、次いで『大清律例』の「刑律・刑例」が適用されていた。

犯人の捕縛と護送、検屍、必要的覆審制度、裁判文書の作成方法、判決文における法典条文の直接引用、等々ほとんど全ての面において、清代モンゴルにおける裁判制度は清朝本土における制度に大変よく似ており、中国の伝統的な裁判制度が清朝支配下のモンゴルにも導入された可能性が高い。

また、盟旗制度下で用いられるモンゴル文公文書（裁判文書を含む）の書式は中国本土での漢文文書の書式に酷似しており、清代に入って中国本土から導入されたものと考えられる。またこの中国本土からの書式導入は、上記のような裁判制度が中国本土からモンゴルに直接導入されたと思われることと、よく一致している。したがって、文書書式自体も裁判制度と一緒に導入されたものである可能性が高い。

最後に、清代のモンゴルには、盟旗制度下に暮らす一般的な遊牧民の他に、大活仏（チベット仏教の活き仏）の領民（イフシャビ）が多数おり、彼らに対する裁判においても、少なくとも清末頃には「蒙古例」と『大清律例』とが既に導入されていて、重大な案件や他盟の一般牧民との相関案件はもちろんのこと軽微な案件であっても、この両法典が確実な効力を有していた。しかしまたその一方で、『オラーンハツァルト』と呼ばれるハルハ

独自の判例集も、清末まで効力を持ち続けていた。従ってイフシャビに対する法律は、他の一般牧民の場合と同じようにハルハ独自の法から清朝の法へと推移が起こったけれども、完全に交代しきるまでには到らず、清末でもなお民族自治のような側面がモンゴルに少しは残されていたことがわかっている。

4. 他の諸藩部・諸民族に対する司法支配

次いで、藩部である新疆南部を概観してみよう。新疆南部に住んでいたウイグル人に対する司法支配については、佐口1963、羽田1982、堀1998等の研究が存在する。この内、最も詳しいのは佐口透氏の研究である。氏は佐口1963, pp.553-559において、『清実録』その他の漢文史料からいくつかの判例を収集され、1760～1800年頃のウイグル人社会の法制史の概要を検討された。

それによると、1760年頃でも、カシュガリアでの刑事裁判には、清朝帰属以前から続くウイグル人の慣習法やイスラム法が適用されており、清朝もそれを認めていた。例えば、1760、1761、1762年に起こった三件の窃盗案件において、「回法」とか「回例」とか呼ばれる現地の慣習法が公的に適用されたことが確認できる。また1761年に起こったウイグル人同士の殺人事件では、刑罰に代わってイスラムの経典に基づく金銭による賠償が犯人に課されている。しかしその後、重罪については徐々に『大清律例』が適用されはじめ、1776、1792、1797年などの事例では尊属殺人や強姦の犯人に対して『大清律例』が適用されたことが確認できる。結局佐口氏は、18世紀においては、上記の尊属殺人のような重罪を除いて、基本的に「伝統的な土着イスラム刑法が行われていた」と結論づけられている。また、最近堀直、華立の両氏と筆者の三人が実施している研究会で読んだ満文の史料(中国第一歴史檔案館所蔵軍機処満文録副117-925～936。つまり乾隆44年9月25日付け「回子踢死緑營兵宋章林」)でも、1779年にカシュガル近郊のハンエリクという村でウイグル人が漢族を殺した殺人事件に関して、『大清律例』の適用がはっきりと確認できる。

したがって、少なくとも18世紀末頃のウイグル人社会においては、基本的に重罪は『大清律例』によって裁かれ、軽微な犯罪はウイグルの慣習法かイスラム法によって裁かれていたとおおざっぱな見当をつけることができる。しかしながら、19世紀については全く不明である。また裁判制度の実態等も全く不明である。堀2001bが述べるように、チャガタイトルコ語の文書史料や新疆にある檔案史料を閲覧することは今も困難なようであるが、北京にある漢語満洲語の檔案史料を利用すれば、今後、19世紀新疆の法制史をある程度復元することは十分可能であろうと思う。

次いで、チベットに関してはどうであろうか。最近、清朝支配時代のチベット史にもようやく光があてられるようになったが、残念ながら、法制史に関しては具体的な研究がほとんど見られない。特にチベットにおける具体的な地方行政機構の実態がほとんどわからない。したがって司法支配の実態も現段階では不明といわざるを得ないであろう。また清

朝からチベットに対して発布された法律は、上述の「西藏通制」や史料集である徐1999などを見ても明らかなように、大部分が行政法規であって、刑事裁判の参考になりそうなものが見当たらない。研究としてもわずかに鄭2000, pp.298-300等が、漢族との関連案件等を除けば、清朝の駐藏大臣や北京政府はチベットでの刑事裁判にほとんど介入できなかったのではないかと推定して述べている程度である。これも、主たる原因はチベットに所蔵されている檔案史料を直接閲覧することが困難なためであろうが、新疆と同様、北京にある檔案史料からある程度のことが明らかにされる可能性に期待したい。

続いて、満洲族に関して述べよう。満洲族の大部分は八旗の組織に属していたが、周知のように八旗の構成員は満・漢・蒙の三民族であり、八旗満洲の中にもモンゴル人や漢族が居た。従って満洲族のみをそこから取り出して法制史を論じることは困難であって、どうしても八旗の旗人という条件の下で研究することとなる。

そしてこの八旗の制度に関しては、まさに枚挙にいとまがないほど多数の研究がなされており、これに関しても、前述の杉山2001が要領よくまとめているので、そちらを参照されたい。さてところが、このように多数に上る八旗制の研究の中にも、筆者の調査能力不足の故か、法制史の専論がなかなか見当たらない。そこでここでは、八旗制度全般を述べた研究の中で比較的新しい張佳生1999と鄭2000とに基づいて、とりあえずその概要を述べておきたい。

張佳生1999, pp.170-174と鄭2000, pp.304-313、特に後者によれば、まず皇室アイシンギョロ氏の刑事案件の裁判は北京の宗人府が担当し、特別扱いの「応議者」として『宗人府則例』や『大清律例』によって一般的な規定よりも刑罰を軽減する方向で裁かれていた。ただしこの場合も重罪であれば、刑部や皇帝にまで上申されたようである。また北京での在京八旗の刑事事件は五城統領と歩軍統領が担当し、「州県自理の案」と同様に「笞」・「杖」のみを伴うような軽微な案件はここで結審される。そして「徒」以上の案件は刑部に上申された。外省での駐防八旗の刑事事件は、各地に設けられた理事庁の同知や通判が基本的に担当していた。そして民人（漢族・回族の民間人）との関連案件の場合に限って知州、知県などの一般地方官も合同で裁判に加わったようである。ただし一般地方官には八旗の刑事案件を単独で裁く権限は与えられていなかった。そして在京、駐防ともにやはり、一般よりも刑を軽減する規定があったのである。

ただし、八旗の刑事案件に対して実際に適用されていた法律に関しては、『欽定八旗則例』、『欽定中枢政考』、『欽定兵部処分則例』など八旗関係の様々な法典と『大清律例』との関わりを含めて、この両研究でもほとんど言及されていない。これらの法典の専論である石橋1987でも、法的効力の問題は全く言及されていない。

最後に回民（回族）について簡略に述べよう。回民に関しては、片岡1976、同1977の研究があり、それによると、回民による刑事案件も基本的には『大清律例』を適用して一般漢族と同じ地方行政機構によって裁かれていたが、ただ、乾隆年間以降、『大清律例』

の中に「回民専条」と呼ばれるもっぱら回民のみを対象として制定された条例が出現し、一般漢族に対する刑罰よりも罪を一等重くして裁かれるようになった。片岡氏の研究はその事情を詳しく検討しており、大きな参考となる。

おわりに

以上簡略に述べ来たように、清朝の法制史に関する研究は中国本土に関する研究がひたすら突出して進んでおり、それに次いでモンゴル、八旗旗人、回民に対する研究がある程度行われている。新疆とチベットに関する司法支配の実態は、佐口1963による短い新疆の研究を除けば、ほとんど未解明であるといってよい。そして清朝の法制史を論じるに当たっても、広大な藩部地域に対する司法支配の実態はこれまであまり顧慮されてこなかった。あたかも中国本土のみが清朝法制史の対象であるか、あるいは少なくとも中国本土をもって清朝法制史の代表と見なすがごとき傾向にあったことは否定できない。しかしながらその一方で、清朝の構造を論じる際に広大な藩部の位置づけを省略して論ずることが絶対に不可能であることもまた、多くの研究において既に指摘されている。

従って藩部における司法支配の実態を解明することは、藩部相互間における司法支配の制度的な違いを明らかにしていく上でも、また、本土と藩部という清朝政権自体の持つ基本的構造を明らかにする上でも、必要不可欠の意義があるといつてよいであろう。

ついで、「1. 民族別の諸法典とその実効性」の所で言及した問題について、筆者なりの見通しを述べておきたい。まず、清朝の諸法典が民族別を意図する法典であったのか、地域別を意図する法典であったのか、という問題であるが、「蒙古例」に関してのみ言えば、筆者は現在のところ、属人法主義のモンゴル人専用法であったと考えている。ただしこの問題は、筆者自身、今後モンゴリアでのモンゴル人と漢人との関連案件等をモデルケースにしてさらに研究していくつもりである。また、満洲族とともに八旗を構成する漢人やモンゴル人にはどの法が適用されていたのか、という問題は、これも推定であるが、おそらく前述の通り旗人として満洲族と同じ扱いを受けていたであろう。もしそうだとすると、「蒙古例」は厳密な意味では必ずしもモンゴル人専用法ではないことになり、限定的な意味での民族別の法であったことになろう。限定的な意味での民族別の法だと考えれば、大活仏の領民の場合もうまく説明できるであろう。すなわち例外もあるという意味である。さらに、清朝政府が民族に類するような厳密な分類基準を持っていたかどうかという問題に関しては、少なくともモンゴル人と漢族との場合にはかなり厳密に意識して区別していたと筆者は考えている。裁判文書の中では、「蒙古」(mongγul)と「民人」(irgen)という区別が必ず明瞭になされている。

ついで諸法典の実効性の問題であるが、一般的な刑罰規定をほとんど含まない『回疆則例』や「西藏通制」が、中心的な刑法としての機能を実際に果たしていなかったことは当然として、それでは新疆やチベットでいかなる法が効力を持っていたのかということにな

ると、研究がないので全くわからない。ただ、『大清律例』との関係でいうと、モンゴルに関して解明された事例や本稿で述べた新疆での一部の事例から見る限り、やはり『大清律例』は、漢民族に対する法典というだけではなくて、民族別の諸法典に比してより上位の効力を有する清朝全体の最も基本的な法典であったという可能性が指摘できるであろう。特にモンゴルの場合でいうと、あたかも個別具体的な「例」に対する総合的な「律」のような存在である。その故に「蒙古例」には、「例」の文字が付されたのではないだろうか。そう考えれば、モンゴルや新疆で『大清律例』が適用されることもうまく説明がつくであろう。

主要参考文献

和文文献

- 萩原 守 1986：「清代内蒙古帰化城トゥメト旗の公文書について」（大阪大学『待兼山論叢』史学篇20、pp.45-66）
- 1988：「清代モンゴルにおける刑事的裁判の事例——清朝蒙古例、実効性の証明を中心にして——」（『史学雑誌』97-12、pp.1-38）
- 1990：「一八世紀ハルハ・モンゴルにおける法律の推移」（『東洋史研究』49-3、pp.114-138）
- 1993：「清朝の蒙古例——『蒙古律例』『理藩院則例』他」（滋賀秀三編『中国法制史——基本史料の研究』東京大学出版会、pp.623-656）
- 1994：「清代モンゴルの法制史に関する研究——地方裁判文書へのアプローチ——」（『三島海雲記念財団 研究報告書』平成五年度（第31号）、pp.117-120）
- 1995：「清朝蒙古例の淵源の一形態——北京図書館所蔵モンゴル文法規『崇徳三年 軍律』を手がかりにして」（『東洋学報』76-3・4、pp.33-59）
- 2000：『清代モンゴルにおける裁判文書・裁判制度の研究』平成9年度～平成11年度文部省科学研究費補助金基盤研究（c）（2）研究成果報告書、126p.
- 2001a：『『ハルハジロム』の判例集『オラーンハツァルト』に収録されている判例の条文番号整理』（小長谷有紀編、平成10年度～12年度文部省科学研究費補助金基盤研究（A）（2）研究成果報告書『モンゴル高原における遊牧の変遷に関する歴史民族学的研究』pp.57-80）
- 2001b：「清代モンゴルのイフシャビに対する法律の適用——大活仏の領民と刑事裁判——」（『史林』84-4、pp.100-127）
- 羽田 明 1982：『中央アジア史研究』臨川書店、523p.
- 堀 直 1998：「回疆犯科帳——清代漢籍史料からみたる社会の一断面——」（『甲南大学紀要文学編』105、pp.24-43）
- 2001a：「回疆社会経済史研究とマンジュ語史料——佐口透氏所蔵の一文書の紹介——」（『満族史研究通信』10、pp.82-109）
- 2001b：「回疆の社会経済文書について——チャガタイ語文書の紹介を中心として——」

- (『西南アジア研究』54、pp.84-107)
- 石橋崇雄 1987：『欽定八旗則例』考(聯合報文化基金会国学文献館編『第一屆中国域外漢籍國際學術會議論文集』台北、聯經出版事業公司、pp.573-587)
- 1997：「マンジュ (manju, 満洲) 王朝論」(森正夫他編『明清時代史の基本問題』汲古書院、pp.285-318)
- 1998：「清朝国家論」(『岩波講座世界歴史13 東アジア・東南アジア伝統社会の形成 16-18世紀』岩波書店、pp.173-192)
- 2000：『大清帝国』講談社、254p.
- 石濱裕美子 2001：『チベット仏教世界の歴史的研究』東方書店、383p.
- 片岡一忠 1976：「清朝の回民政策」の再検討——清実録記事を中心に——(大阪教育大学『歴史研究』13、pp.59-79)
- 1977：「刑案資料よりみたる清朝の回民政策」(広島史学研究会『史学研究』136、pp.1-24)
- 1998：「朝賀規定からみた清朝と外藩・朝貢国の関係」(『駒沢史学』52、pp.240-263)
- 1999：「印制にみえる清朝体制——清朝と八旗・外藩・朝貢国・中国内地の関係——」(筑波大学歴史・人類学系『歴史人類』27、pp.179-240)
- 加藤直人 1978：『欽定回疆則例』について(『日本大学史学科五十周年記念歴史学論文集』、pp.614-627)
- 1993：「入関前清朝の法制史料」(滋賀秀三編『中国法制史——基本史料の研究』東京大学出版会、pp.539-583)
- 中村茂夫 1973：『清代刑法研究』東京大学出版会、266p.
- 佐口 透 1963：『18-19世紀東トルキスタン社会史研究』吉川弘文館、755p.
- 滋賀秀三 1984：『清代中国の法と裁判』創文社、401p.
- 1987：「淡新檔案の初歩的知識——訴訟案件に現われる文書の類型——」(島田正郎博士頌壽記念論集刊行委員会編『東洋法史の探求』、汲古書院、pp.253-286)
- 1988：「清代州縣衙門における訴訟をめぐる若干の所見——淡新檔案を史料として——」(『法制史研究』37、pp.37-61)
- 1993(編)：『中国法制史——基本史料の研究』東京大学出版会、890p.
- 島田正郎 1980：『清末における近代的法典の編纂——東洋法史論集第三——』創文社、413p.
- 1981：『北方ユーラシア法系の研究——東洋法史論集第四——』創文社、508p.
- 1982：『清朝蒙古例の研究——東洋法史論集第五——』創文社、938p.
- 1986：『明末清初モンゴル法の研究——東洋法史論集第六——』創文社、748p.
- 1992：『清朝蒙古例の実効性の研究——東洋法史論集第七——』創文社、388p.
- 1995：『北方ユーラシア法系通史』創文社、182p.
- 杉山清彦 2001：「大清帝国史のための覚書——セミナー「清朝社会と八旗制」をめぐる——」(『満族史研究通信』10、pp.110-126)
- 谷井俊仁 1993：「清律」(滋賀秀三編『中国法制史——基本史料の研究』東京大学出版会、pp.623-656)
- 谷井陽子 2000：「做招から叙供へ——明清時代における審理記録の形式——」(夫馬進編『中国

- 明清地方档案の研究』科学研究費補助金研究成果報告書、pp.57-86)
 2003(口頭発表)：「逃人裁判と満洲的中国統治」(2003年度満族史研究会大会、於日本大学での口頭発表)
- 田山 茂 1954：『清代に於ける蒙古の社会制度』文京書院、397p.
 1967：『蒙古法典の研究』日本学術振興会、300p.
- 寺田浩明 1989(口頭発表)：「清代法制史研究と檔案研究」(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同研究『東アジアの社会変容と国際環境』のシンポジウム「清朝檔案の研究」における口頭発表、1989年12月9日)
 1990：「清代司法制度研究における「法」の位置づけについて」(『思想』792、pp.179-196)
 1994：「明清法制史学の研究対象について」(『法学』58-3、pp.1-50)
 1995：「清代民事司法論における「裁判」と「調停」——フィリップ・ホアン(Philip C. C. Huang)氏の近業に寄せて——」(『中国史学』5、pp.177-217)
 1997：「権利と冤抑——清代聴訟世界の全体像」(『法学』61-5、pp.1-84)
- 中文・漢文文献
- 多杰才旦 1987(編)：『欽定理藩部則例』中国蔵学出版社、3帙、計18冊。
 広文書局 1972(編)：『蒙古律例』(『史料四篇(長春真人西遊記校注・蒙古律例)』台湾・広文書局、活字組版、通算頁の表示なし)
- 李 保文 2002：「康熙六年<蒙古律書>」(『歴史檔案』2002-4、pp.3-11)
 劉 広安 1993：『清代民族立法研究』中国政法大学出版社、185p.
 申 曉亭 1985：「北図所蔵蒙文珍本崇徳三年《軍律》」(『文献』19、pp.111-115)
 徐 曉光・陳 光国 1994：「清朝对“蒙古例”、《理藩院則例》的制定与修訂」(『内蒙古社会科学(文史哲版)』1994年第3期、総第85期、pp.52-57)
 徐 醒生 1999：『清朝治藏行政法規』五洲伝播出版社、123p.
 楊 選第・金峰 1998(校注)：『理藩院則例』内蒙古文化出版社、511p.
 張 佳生 1999：『満族文化史』遼寧民族出版社、700p.
 張 永江 2001：『清代藩部研究』黒竜江教育出版社、358p.
 趙 雲田 1988：「清代理藩院、理藩院資料和理藩院研究」(中国社会科学院中国辺疆史地研究中心1988bの巻末、pp.1-24.に収録)
 1989：『清代蒙古政教制度』中華書局、321p.
 趙 志忠 2000：『清王朝与西藏』華文出版社、216p.
 鄭 秦 2000：『清代法律制度研究』中国政法大学出版社、510p.
 中国社会科学院中国辺疆史地研究中心 1988a(編)：『蒙古律例・回疆則例』(中国辺疆史地資料叢刊、総合巻)全国図書館文献縮微複製中心(影印版、通算頁の表示なし)
 1988b(編)：『清代理藩院資料輯録』(中国辺疆史地資料叢刊、総合巻)全国図書館文献縮微複製中心(簡体字ワープロによる印刷、通算頁の表示なし)

モンゴル文字蒙文文献

Nayiraltu・Altanorgil (尼日拉图・金峰) 1989(ed.): *γadayadu mongγul-un törü-yi jasaqu yabudal-un yamun-u qauli jüil-ün bičig (degedü, douradu)* (『理藩院則例、上・下』), öbür mongγul-un soyul-un keblel-ün qoriy-a (内蒙古文化出版社), 902p.

欧文文献

Heuschert, D. 1998: *Die Gesetzgebung der Qing für die Mongolen im 17. Jahrhundert*, Wiesbaden, 272 p.

Riasanovsky, V., A. 1929: *Customary law of the Mongol tribes; Mongols, Buriats, Kalmucks*, Harbin, 306 p.

リャザノフスキー著、興安総署調査科訳『蒙古民族の慣習法』(満洲国・興安総署調査科、新京、康德元年(1934)初版、康德五年(1938)一部省略再版)

1937: *Fundamental Principles of Mongol Law*, Tientsin, 1937, reprint. Indiana Univ., 1965, 343p.

リャザノフスキー著、青木富太郎訳『蒙古法の基本原理』(生活社、1943年。原書房、1975年、452p.) (本稿での引用は原文・和訳とも再版本による)

キリル文字蒙文文献及びロシア語文献

Баярсайхан, Б. 2001: *Монгол цаазын бичиг*, Улаанбаатар, 419p.

Дылыков, С. Д. (ed.) 1965: *Халх джирум*, Москва, 339p.

1981: *Их цааз 《Великое уложение》*, Москва, 148p.

1998: *Цааджин бичиг*, Москва, 341p.

Жалан-аажав, С. 1958: *Халх журам бол Монголын хууль цаазны эртний дурсгалт бичиг*, Улаанбаатар, 115p.

1996: *Улаан хацарт*, Улаанбаатар, 52p.

Нацагдорж, Ш. 1961: *Улаан хацарт*, Улаанбаатар, 139p.

キーワード 清王朝 法典 大清律例 蒙古例 司法支配 裁判機構 藩部 モンゴル
チベット 新疆

(Mamoru HAGIHARA)